

事務連絡  
令和2年6月1日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

「社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)(4)」(R2.7.1実施、日本歯科医師会作成)  
の送付について

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年7月の歯科用貴金属価格の随時改定Ⅱに際して、日本歯科医師会にて標記資料が作成されましたのでお知らせ致します。(変更が発生する(3)(4)のみとなります。)

なお、標記資料(紙媒体)の送付は、三報社印刷株式会社(03-3637-0005)から各地区歯科医師会へ、6月19日(金)頃の配送予定となっておりますことご連絡申し上げます。

つきましては、ご多忙のところ恐縮とは存じますが、貴会会員への周知及び配布方よろしくお願ひ申し上げます。

(別添)

- ・社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)(4)(令和2年7月1日実施)
- ・社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)(4)(令和2年7月1日実施)(修正箇所 赤字掲載版)

(後日、日本歯科医師会及び東京都歯科医師会のホームページにもデータ掲載予定であります。)

東京都歯科医師会 事業第一課 保険担当  
tel : 03-3262-1149 (事業第一課直通)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和2年7月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

		《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》				
手 術	拔牙手術 (1歯につき)	乳歯	130 (195)	前歯	155 (233)	
		白歯	265 (398)	難拔牙加算	+210 (+315)	
		(前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術)				
		埋伏歯	1054 (1581)	(骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る)		
		下顎智歯 (骨性・水平埋伏)	+120 (+180)			
		歯根分割搔爬術	260 (390)			
		ヘミセクション (分割拔牙)	470 (705)			
		拔牙窩再搔爬手術	130 (195)			
		歯槽骨整形手術	110 (165)			
		骨腫除去手術	600 (900)			
手 術	腐骨除去手術	歯槽部に限局するもの	600 (900)	顎骨 (片側の1/3未満)	1300 (1950)	
		顎骨 (片側の1/3以上)	3420 (5130)			
			口腔内消炎手術	智歯周囲炎の歯肉弁切除等…120 (156)		
				歯肉膿瘍等…180 (234)		
				骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等…230 (345)		
				顎炎又は顎骨骨髓炎等		
				1/2顎未満…750 (1125)		
				1/2顎以上…2600 (3900)		
				全顎…5700 (8550)		
			口腔外消炎手術 (骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等)	2cm未満のもの…180 (270)		
			2cm以上5cm未満のもの…300 (450)			
			5cm以上のもの…750 (1125)			
		歯根嚢胞摘出手術	歯冠大…800 (1200)			
			拇指頭大…1350 (2025)			
			鶏卵大…2040 (3060)			
		歯根端切除手術 (1歯につき) (歯根端閉鎖の費用を含む)	歯科CT、手術用顕微鏡を使用…2000 (3000)			
			上記以外…1350 (2025)			
		注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。				
		口腔内軟組織異物 (人工物) 除去術	簡単なもの…30 (45)			
			困難なもの			
			浅在性のもの…680 (1020)			
			深在性のもの…1290 (1935)			
		歯肉、歯槽部腫瘍手術 (エプーリスを含む)	軟組織に限局するもの…600 (900)			
			硬組織に及ぶもの…1300 (1950)			
		顎関節脱臼非観血的整復術	(片側)…410 (615)			
		歯槽骨骨折非観血的整復術	1~2歯…680 (1020)			
			3歯以上…1300 (1950)			
		創傷処理 (口腔内縫合術)	長径5cm未満 (小深)…1250 (1875)			
			5cm以上10cm未満 (中深)…1680 (2520)			
			5cm未満 (小浅)…470 (705)			
			5cm以上10cm未満 (中浅)…850 (1275)			
		歯周外科手術	歯周ポケット搔爬術…80 (120)			
			新付着手術…160 (240)			
			歯肉切除手術…320 (480)			
			歯肉剥離搔爬手術…630 (945)			
			歯周組織再生誘導手術 (GTR術) (材料料は別算定)			
			1次手術 (誘導膜の固定)…840 (1260)			
			Fop及びGTR1次手術時歯根面レーザー			
			応用加算…+60 (+90)			
			2次手術 (非吸収性膜の除去)…380 (570)			
			歯肉歯槽粘膜形成手術			
			歯肉弁根尖側移動術…600 (900)			
			歯肉弁歯冠側移動術…600 (900)			
			歯肉弁側方移動術…770 (1155)			
			遊離歯肉移植術			
			(手術野ごと)…770 (1155)			
			SPT開始後の歯周外科手術は50/100で算定			
			頬、口唇、舌小帯形成術…560 (840)			
		レーザー機器加算の対象手術				
		レーザー機器加算1	歯肉、歯槽部腫瘍手術 (エプーリスを含む) 軟組織に限局するもの、浮動歯肉切除術 (3分の1顎程度、2分の1顎程度)、舌腫瘍摘出術 (粘液嚢胞摘出術)、口蓋腫瘍摘出術 (口蓋粘膜に限局するもの)、頬、口唇、舌小帯形成術、口唇腫瘍摘出術 (粘液嚢胞摘出術)、頬腫瘍摘出術 (粘液嚢胞摘出術)、がま腫切開術			
			+50			
		レーザー機器加算2	歯肉、歯槽部腫瘍手術 (エプーリスを含む) 硬組織に及ぶもの、浮動歯肉切除術 (全顎)、舌腫瘍摘出術 (その他のもの)			
			+100			
		レーザー機器加算3	口腔底腫瘍摘出術、口蓋腫瘍摘出術 (口蓋骨に及ぶもの)、口蓋混合腫瘍摘出術、口唇腫瘍摘出術 (その他のもの)、頬腫瘍摘出術 (その他のもの)、頬粘膜腫瘍摘出術、がま腫摘出術、舌下腺腫瘍摘出術			
			+200			
麻 酔	伝達麻酔	42 (63)	浸潤麻酔		30 (45)	
	(下顎孔・眼窩下孔)		(手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)			
麻 酔	吸入鎮静法	30分まで…70 (105)		30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに…+10 (+15)		
	静脈内鎮静法	600 (900)				
歯 冠	補綴時診断料 (1装置につき)	新製 (ブリッジ、有床義歯の新製)…90				
		新製以外…70				
	歯冠形成 (1歯につき)	(大白歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る)				
		金属冠		非金属冠		
		前歯1/2冠	レジン前装金属冠	白歯1/2冠・FMC	接着Brの支台接着冠	
		生PZ	796 (1194)	796 (1194)	306 (459)	
		失PZ	636 (954)	636 (954)	166 (249)	
		生PZ	796 (1194)	796 (1194)	306 (459)	
		失PZ	636 (954)	636 (954)	114 (171)	
		ブリッジ支台歯形成加算 (金属冠、非金属冠)…+20 (+30)				
	失活歯メタルコア加算 (レジン前装金属冠、全部金属冠、非金属冠)…+30 (+45)					
	テンポラリークラウン (1歯1回) (製作、装着、装着材料料の費用を含む)…34 (51)					
	(前歯のレジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠の場合のみ)					
	窩洞形成 (KP)	単純なもの…60 (90)		複雑なもの…86 (129)		
	*Br支台歯形成加算として複雑なもののみ (1歯につき)+20 (+30)		う蝕歯無痛の窩洞形成加算 (う蝕無痛)			
	(KPと充填が対象)…+40 (+60)		ファイバーポスト (材料料を含む)			
	支台築造 (材料料を含む)		(大・小白歯は根管数により最大2本まで)			
		ファイバーポスト	直接法	間接法		
	大白歯	1本	250 (327)	272 (360)		
		2本	319 (396)	341 (429)		
	前・小白歯	1本	212 (276)	234 (309)		
		2本	281 (345)	303 (378)		
	既製冠	乳歯金属冠既製金属冠…120 (180)				
		乳歯非金属冠既製金属冠…114 (171)				
冠	即時充填形成 (充填)	128 (192)				
	インレー修復形成 (修形)	120 (180)				
	充填1	単純なもの		複雑なもの		
		106 (159)	158 (237)	59 (89)	107 (161)	
	充填2	単純なもの		複雑なもの		
		106 (159)	158 (237)	59 (89)	107 (161)	
	充填用材料 (1窩洞につき)	単純	複雑			
	歯科充填用材料I	11	29			
	歯科充填用材料II	4	11			
	歯科充填用材料III	2				
乳歯冠 (材料料を含む)	乳歯金属冠…230 (330)					
	乳歯ジャケット冠…392 (587)					
	CRジャケット冠 (複合レジン系) (乳歯・永久歯の前歯のみ)					
	充填用材料I…430 (625)					
	充填用材料II…405 (600)					
	既製金属冠…229 (329)					
修 復	印象採得料 (1個につき)	支台築造 (メタルコア・ファイバーポストの印象)…34 (51)				
		単純…32 (48)				
		連合…64 (96)				
		咬合採得料 (1個につき)…18 (27)				
		装着料 (1個につき)				
		歯冠修復…45 (68)				
		内面処理加算I (CAD/CAM冠)…+45 (+68)				
		装着材料料				
		接着性レジンセメント (レジン系) 標準型・自動練和型…17				
		歯科用接着・接着材料I (ガラスアイオノマー系レジンセメント (ガラスアイオノマー系) 標準型…10				
	自動練和型…12					
	歯科用接着・接着材料II…12					
	(ガラスアイオノマーセメント (接着用)、シアノアクリレート系セメント)					
	歯科用接着・接着材料III…4					
	(歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント)					
	仮着用セメント (1歯につき)…4					
復	歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)	(大白歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る)				
		(レジン前装金属冠は前歯又はブリッジ支台の第1小白歯に限る)				
	金属歯冠修復	インレー		前歯1/2冠	白歯1/2冠	
		単純なもの	複雑なもの			
	乳歯	銀合金	202	308	492	
	前歯小白歯	金パラ	408	717	905	
		銀合金	202	308	400	
	大白歯	金パラ	510	876	1055	
		銀合金	209	317	352	
	I4 (ブリッジの支台とK (して使用する場合)		985	1246		
非金属歯冠修復 (材料料を含む)	レジンインレー { 単純…153					
	{ 複雑…216					
	硬質レジンジャケット冠 (前歯・小白歯) (大白歯は金属アレルギーに限る) { 光重合…951					
	{ 加熱重合…776					
CAD/CAM冠	小白歯 { CAD/CAM冠材料I…1428					
	{ CAD/CAM冠材料II…1454					
	大白歯 (CAD/CAM冠材料III)…1642					
	(金属アレルギー・上下顎両側の第二大臼歯が残存し、左右の咬合支持がある第一大臼歯に限る)					
小児保険装置 (印象採得料は単純印象で算定、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限る)	600 (900)					

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和2年7月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)			ポントック (1歯につき) (材料料を含む)				
		5歯以下	6歯以上	鑄	金	パラ	大 白 歯	1513
ジ	印象採得料	282 (423)	334 (501)	造	その他	銀 合 金	小 白 歯	1246
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	レジン前装金属	金	パラ	大・小白歯	476
ツ	リテイナー	100 (150)	300 (450)	前歯			1828	
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)	小白歯			1446	
ブリ	装着料	150 (225)	300 (450)	大 白 歯			1573	
	仮着料	40 (60)	80 (120)	その他	銀 合 金	前歯	1234	
ッ	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) …… +90 (+135)			小白歯			688	
	内面処理加算2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに) …… {1歯…+45 (+68) 2歯…+90 (+135)}			大 白 歯			548	
ジ	注) ○5歯以下: 支台歯とポントック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とポントック数の合計が6歯以上の場合			冠及びポントックの修理				
	○支台装置ごとの装着料は、ブリッジの装着料に含まれる。(装着材料料は支台装置ごとに算定) ○ブリッジ未装着の場合は、ブリッジの装着料を算定しない。 ○脱離再装着の場合は、ブリッジの装着料を算定する。(装着材料料は支台装置ごとに算定) ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。前歯接着冠は $\frac{3}{4}$ 冠、臼歯接着冠は $\frac{1}{2}$ 冠に準じて算定する。			レジン前装金属冠 レジン前装金属ポントック	窩洞形成 + 充填 + 材料料	60 (90) 106 (159) 11, 10, 9, 4		
クラウン・ブリッジ維持管理料	高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ……4129			冠及びポントックの修理				
	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》			歯冠継続歯, レジンジャケット冠, ポントック, 高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)	修理 + 人工歯料	70 (105)		
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復, CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。				
	歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ	○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 ○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着, 対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定) ○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く金属歯冠修復, レジン前装金属冠, 硬質レジンジャケット冠, CAD/CAM冠である。				
有床義歯	印象採得料 (1装置につき)			有床義歯 (装着料・材料料を含む, 人工歯料は別算定) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数				
	単純印象	42 (63)	72 (108)	レジン床義歯	熱可塑性義歯	有床義歯内面適合法 (硬質材料)		
有床義歯	連合印象	230 (391)	272 (462)	1歯~4歯	650 (680)	741 (771)	276 (457) 《427》	168 (274) 《244》
	特殊印象	272 (462)	272 (462)	5歯~8歯	787 (817)	965 (995)	328 (546) 《516》	194 (318) 《288》
有床義歯	咬合採得料 (1装置につき)	57 (97)	187 (318)	9歯~11歯	1087 (1147)	1239 (1299)	490 (809) 《749》	305 (495) 《435》
	少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	57 (97)	187 (318)	12歯~14歯	1518 (1578)	1855 (1915)	692 (1152) 《1092》	406 (666) 《606》
有床義歯	多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	187 (318)	283 (481)	総 義 歯	2412 (2527)	2973 (3088)	1020 (1688) 《1573》	625 (1017) 《902》
	総 義 歯	283 (481)	283 (481)	下顎総義歯内面適合法 軟質材料	シリコン系 …… 1598 (2553) 《2438》 6月以内 …… 998 (1533) 《1418》 アクリル系 …… 1530 (2485) 《2370》 6月以内 …… 930 (1465) 《1350》			
有床義歯	仮床試適料 (1床につき)	40 (60)	190 (285)	歯科技工加算1	+50 (+85) 《+85》			
	少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	40 (60)	190 (285)	歯科技工加算2	+30 (+51) 《+51》			
有床義歯	多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	100 (150)	190 (285)	装着料	少数歯欠損 (1歯~8歯) …… 60 (90) 多数歯欠損 (9歯~14歯) …… 120 (180) 総 義 歯 …… 230 (345)			
	総 義 歯	190 (285)	190 (285)	人工歯料 (有床義歯, ジャケット冠 (乳歯))				
床義歯	鑄造鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	部位	前 歯 部	小 ・ 白 歯 部		
	14 K	1220	1040	大 白 歯	25	13	27	13
床義歯	金パラ	1113	926	小白・犬歯	62	31	87	43
	コバルトクロム合金	256	256	前 歯	58	29	76	38
床義歯	線鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	床用陶歯	187	94	101	51
	14 K	709	530	補綴隙 (1個につき) …… 65				
床義歯	不銹鋼・特殊鋼	229	161	有床義歯修理 (装着料を含む) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数	6月以内の修理			
	コンビネーション鉤 (材料料を含む, 線鉤は不銹鋼・特殊鋼)	大 白 歯	小白・犬歯	少数歯欠損 (1歯~8歯)	282 (423)《408》	156 (234)《219》		
床義歯	鑄造鉤	528	489	多数歯欠損 (9歯~14歯)	312 (468)《438》	186 (279)《249》		
	コバルト	278	278	総 義 歯	367 (551)《493》	241 (362)《304》		
床義歯	バ (1個につき) (材料料を含む)	屈曲 不銹鋼・特殊鋼 …… 303			歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理, 新たな欠損に対する増歯の場合) …… +50 (+75)《+75》			
	鑄造	金パラ …… 1837			歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理, 新たな欠損に対する増歯の場合) …… +30 (+45)《+45》			
床義歯	鑄造	コバルトクロム合金 …… 472			注) ○印象採得, 咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理, 床裏装の際, 人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。			
	保持装置 (1個につき) …… 60	間接支台装置 (1個につき) …… 109						